

さいたま市緊急事態等対処計画

平成26年4月

さいたま市

目 次

第1章 総 則	1
第1節 計画の目的等	1
第2節 想定される緊急事態等と所管局・区役所等	1
第2章 危機管理体制	1
第1節 緊急事態等の覚知	1
第2節 対策本部等の設置	1
第3節 対策本部	2
1 局・区等対策本部（危機レベル1）	2
2 市危機警戒本部（危機レベル2）	3
3 区危機警戒本部（危機レベル2）	3
4 市危機対策本部（危機レベル3）	4
5 区危機対策本部（危機レベル3）	4
6 現地対策本部（危機レベル3）	5
第3章 平常時対策	5
第1節 調査・研究	5
第2節 細部計画等の策定及び報告	5
第3節 訓練及び職員の研修	5
第4節 組織体制等の整備	5
第5節 市民への情報提供	5
第4章 応急対策	6
第1節 情報の収集・報告等	6
第2節 応急対処体制の確立	6
第3節 応急対策の実施	6
第4節 広報及び広聴	7
第5章 事後対策	8
第1節 市民生活の安定	8
第2節 検証等	8

資料	・・・・・・・・・・・・・・・・	9
図 1	危機レベル 1 に至らない対応 ：対策本部設置に至らない緊急事態等発生時の 対応フロー図	10
図 2	危機レベル 1：特定の局・区役所等で対処する緊急事態等発生時の 対応フロー図	11
図 3	危機レベル 2：全庁的に対応する必要がある緊急事態等の発生が予測される 場合の対応フロー図	12
図 4	危機レベル 3：全庁的に対応する必要がある緊急事態等発生時の 対応フロー	13
別表 1	想定される主な緊急事態等と所管局・区役所等	14
別表 2	局・区役所等個別細部計画（マニュアル等）構成例	16
別紙 1	緊急事態等発生時の通報先	17
別紙 2	情報伝達シート	18
別紙 3	さいたま市危機対策本部設置要綱	19
別紙 4	さいたま市危機警戒本部設置要綱	21
別紙 5	さいたま市〇〇局・区〇〇〇対策本部設置要綱（準則）	23
別紙 6	さいたま市危機管理補助者会議設置要綱	24
別紙 7	さいたま市危機対策本部及び警戒本部組織	25

第1章 総則

第1節 計画の目的等

1 計画の目的

さいたま市緊急事態等対処計画（以下「本計画」という。）は、さいたま市危機管理指針に基づき、緊急事態等に対処することを目的とする。

2 計画の内容

本計画は、緊急事態等対策全般に関する統一的な組織の在り方、全庁的な対処方針等を示すものとする。

3 計画の改正

本計画は、必要があると認められる場合は、これを改正する。

4 細部計画等の策定

局・区役所等は、本計画の円滑な実施のため、想定される緊急事態等別に対応するに当たって必要な事項を細部計画等として策定する。

第2節 想定される緊急事態等と所管局・区役所等

所管局・区役所等において想定される緊急事態等は、別表1のとおりとする。

第3節 用語の意義

本計画において使用する用語は、さいたま市危機管理指針において使用する用語の例による。

第2章 危機管理体制

第1節 緊急事態等の覚知

1 危機レベルの判定

危機管理監は、緊急事態等発生時（予測される場合を含む。以下同じ。）において、事態の様相、被害の状況、社会的影響度、行政への影響、組織的対応の必要性等を踏まえ、危機管理責任者の意見等を考慮した上で危機レベルを判定する。

2 所管局・区役所の決定

危機管理監は、緊急事態等への対応所管が不明確又は複数の所管に関係する場合、緊急事態等の様相の変化により所管を変更する場合等において、危機管理責任者等の意見などを参考にしながら、所管局・区役所等を決定する。

第2節 対策本部等の設置

1 局・区役所等は、応急対策のために対策本部等を設置するに至らない緊急事態等が発生した場合（予測される場合を含む。以下同じ。）、状況に適合した応急対処体制を確立して適切に対応し、事態を收拾する。

参考：図1 危機レベル1に至らない緊急事態等発生時の対応フロー図

2 判定した危機レベルに応じて、警戒本部、対策本部等の応急対処体制を確立

して適切に対応し、事態を収拾する。

この場合の危機レベル及び対応・体制は、以下の表のとおりとする。

危機レベル	状 況	対 応	体 制
1	特定の局・区役所で対処する緊急事態等の発生及び発生が予測される場合	所管局 区役所	局・区等対策本部を設置・運営
2	全庁的に対応する必要がある緊急事態等の発生が予測される場合	全 庁	市危機警戒本部を設置・運営、必要に応じ区危機警戒本部の設置・運営
3	全庁的に対応する必要がある緊急事態等が発生した場合	全 庁	市危機対策本部を設置・運営 必要に応じ区危機対策本部を設置・運営 (地域防災計画における庁内体制を準用。)

参考：図2 危機レベル1：特定の局・区役所等で対処する緊急事態等が発生した場合及び発生が予測される場合

図3 危機レベル2：全庁的に対応する必要がある緊急事態等の発生が予測される場合

図4 危機レベル3：全庁的に対応する必要がある緊急事態等が発生した場合

第3節 対策本部

1 局・区等対策本部（危機レベル1）

特定の局・区役所等で対処する緊急事態等発生時には、所管局・区役所等に対策本部を設置・運営する。

(1) 組 織

ア 本 部 長：局長又は区長（危機管理責任者）

イ 副本部長：局の筆頭部長又は副区長（危機管理補助者）

ウ 本 部 員：所管部長、次長、課長及び本部長が指名した者

エ 事 務 局：所管局・区役所等の筆頭課

(2) 役 割

ア 情報の収集及び分析に関すること。

イ 対処方針の決定及び周知徹底に関すること。

ウ 関係する局・区役所等及び関係機関等との総合調整に関すること。

- エ 情報の提供に関すること。
- オ その他本部長が必要と認めること。

2 市危機警戒本部（危機レベル2）

全庁的に対応する必要がある緊急事態等の発生が予測される場合、市危機警戒本部を設置・運営する。

（1）組 織

本部は、本部長、副本部長、主管本部員、本部員で構成し、組織は、別紙7のとおりとする。

（2）役 割

- ア 情報の収集及び分析に関すること。
- イ 対処方針の決定及び周知徹底に関すること。
- ウ 局・区役所等及び関係機関等との総合調整に関すること。
- エ 情報の提供に関すること。
- オ その他本部長が必要と認めること。

3 区危機警戒本部（危機レベル2）

市危機警戒本部が設置され、区役所の管轄する範囲に緊急事態等の発生が予測される場合、必要に応じて区危機警戒本部を設置・運営する。

（1）組 織

- ア 本 部 長：区長（危機管理責任者）
- イ 副 本 部 長：副区長（危機管理補助者）
- ウ 本 部 員：本部長が指名した者
- エ 事 務 局：区民生活部総務課

（2）役 割

- ア 情報の収集、分析及び報告に関すること。
- イ 対処方針の決定、周知徹底及び報告に関すること。
- ウ 市危機警戒本部及び関係機関等との連絡調整に関すること。
- エ 市危機警戒本部から指示されたこと。
- オ その他本部長が必要と認めること。

4 市危機対策本部（危機レベル3）

全庁的に対応する必要がある緊急事態等発生時には、市危機対策本部を設置・運営する。

（1）組 織

本部は、本部長、副本部長、主管本部員、本部員で構成し、組織は、別紙7のとおりとする。

（2）役 割

- ア 情報の収集及び分析に関すること。
- イ 対処方針の決定及び周知徹底に関すること。
- ウ 局・区役所等及び関係機関等との総合調整に関すること。
- エ 情報の提供に関すること。
- オ その他本部長が必要と認めること。

5 区危機対策本部（危機レベル3）

市危機対策本部が設置され、区役所の管轄する範囲に緊急事態等が発生した場合、区危機対策本部を設置・運営する。ただし、区役所に現地対策本部が設置された場合は、この限りではない。

（1）組 織

- ア 本 部 長：所管局・区役所等の長（危機管理責任者）
- イ 副本部長：所管局の筆頭部長・区役所等の副区長（危機管理補助者）
- ウ 本 部 員：本部長が指名した者
- エ 事 務 局：区民生活部総務課

（2）役 割

- ア 情報の収集、分析及び報告に関すること。
- イ 市危機対策本部の指示に基づく対策の実施に関すること。
- ウ 市危機対策本部及び関係機関等との連絡調整に関すること。
- エ その他本部長が必要と認めること。

6 現地対策本部（危機レベル3）

市危機対策本部長は、緊急事態等発生時において、現地における指示が必要と認める場合には、現地対策本部を設置・運営する。

（1）組 織

- ア 現地対策本部長：市危機対策本部長が指名した者
- イ 現地対策副本部長：市危機対策本部長が指名した者
- ウ 本 部 員：市危機対策本部長が指名した者
- エ 事 務 局：市危機対策本部長が指名した部署

（2）役 割

- ア 情報の収集、分析及び報告に関すること。
- イ 現地における対策の指示に関すること。
- ウ 市危機対策本部及び現地における関係機関等との連絡調整に関すること。
- エ その他本部長が必要と認めること。

第3章 平常時対策

第1節 調査・研究

局・区役所等は、緊急事態等の事例に関する調査・研究を行い、予防措置や対処活動に反映させる。

第2節 細部計画等の策定及び報告

局・区役所等は、本計画の実施のための円滑な活動を行うに当たって必要な事項を細部計画等として策定し、危機管理監へ報告する。

第3節 訓練及び職員の研修

局・区役所等は、関係機関等と協力し、緊急事態等に関する訓練及び職員の研修を行い、対処のための知識及び実務について習得することにより、対応力の向上を図る。

第4節 組織体制等の整備

- 1 局・区役所等は、職員への緊急参集指示等の様々な情報を迅速かつ的確に伝達して共有化を図ることができるように初動対応を重視した組織・体制・機能について整備する。また、関係機関等と緊密に連携することができるように情報収集及び連絡体制を充実させるとともに、緊急事態等発生時の相互協力について協議・確認し、体制を整備する。
- 2 局・区役所等は、過去における緊急事態等発生の際の教訓と将来発生が予測される緊急事態等を考慮し、対処に必要な資機材を整備する。

第5節 市民への情報提供

局・区役所等は、緊急事態等に備えるために、必要な情報を提供するなど、市民啓発に努め、危機管理に関する知識の普及及び危機意識の高揚を図る。

第4章 応急対策

第1節 情報の収集・報告等

- 1 局・区役所等は、緊急事態等が発生した場合は、直ちに危機管理監に通報する。報告に当たっては、口頭等により第一報を迅速に通報するとともに、速やかに情報伝達シートにより報告するものとする。
- 2 収集した情報の報告にあたっては、不完全な情報であっても、第一報をできる限り速やかに報告することを優先させ、詳細は追加情報として報告する。なお、収集すべき情報は、以下のとおりとする。
 - (1) 市長・副市長への報告の必要性
 - (2) 所管覚知日時
 - (3) 発生日時
 - (4) 発生場所
 - (5) 危機の概要及び被害の状況（人的被害状況、施設被害状況等）
 - (6) 緊急事態等に対する所管課の対応状況
 - ア 緊急事態等に対して既に措置した事項
 - イ 緊急事態等に対して今後措置する事項
 - (7) 関係機関等の対応状況
 - (8) その他応急対策上必要な事項

第2節 応急対応体制の確立

- 1 危機管理監は、緊急事態等発生時において、事態の様相、被害の状況、社会的影響度、行政への影響、組織的対応の必要性、危機管理責任者の意見等を考慮した上で危機レベルを判定する。

また、行政に対する信頼を損なう事態の対応に関しては、広報監・行政管理監と協議し対応する。
- 2 危機管理監は、緊急事態等への対応所管が不明確又は複数の所管に関係する場合、緊急事態等の様相の変化により所管を変更する場合等において、危機管理責任者等の意見などを参考にしながら、所管局・区役所等を決定する。
- 3 市は、危機レベルに応じて、警戒本部、対策本部等を設置し、応急対応体制を確立する。

第3節 応急対策の実施

1 対策の実施

所管局・区役所等は、本計画に定めのない事項については、さいたま市地域防災計画を準用して応急対策を実施する。

2 関係機関等との連携

(1) 他の地方公共団体との連携

ア 職員の派遣要請

市長は、緊急事態等の事務の処理のため必要と認める場合は、地方自治

法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定に基づき、他の地方公共団体の長に職員の派遣を要請する。

イ 協定等による連携

市長は、発生した緊急事態等の種別及び応急対策が他の市町村との間で締結している協定に該当する場合、必要に応じて他の市町村との間の協定等に基づき、応援を求める。

(2) 埼玉県警察との連携

市は、緊急事態等発生時に、人命及び財産を保護し、社会公共の秩序を維持することが極めて重要であると認める場合、埼玉県警察と連携を図るとともに必要に応じて協力を要請する。

この場合において、発生場所が特定区内に限定されるようなときは、原則として区長から当該地域を管轄する警察署に要請する。また、市内広域に係る場合は、市長から埼玉県警察本部（さいたま市警察部）に協力を要請する。

(3) 自衛隊に対する災害派遣要請

市長は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条による自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、埼玉県知事に対して、文書をもって派遣を要請するよう求める。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等をもって派遣を要請するよう求め、事後速やかに文書を送付する。

この場合、埼玉県知事へ派遣を要請するよう求めた旨を自衛隊へ同時に通報する。

第4節 広報及び広聴

- 1 市は、緊急事態等発生時には、報道機関等に必要な情報を迅速に提供する。
また、風評等による社会的な混乱を防止するために、次の項目により記者会見を行い、市民に的確な情報を提供する。
 - (1) 緊急事態等の情報
 - (2) 被害状況の概要
 - (3) 市危機対策本部及び警戒本部の設置と活動状況
 - (4) 避難に関すること
 - (5) 被害者及び避難者の安否情報
 - (6) 生活関連情報
 - (7) 注意事項
 - (8) その他必要な事項
- 2 市は、市民等に広報するに当たり、混乱や不安をなくすため、応急対策の状況及び二次災害を防止するために必要な措置等について、迅速かつ的確に周知するよう努めるとともに、市民等の要望などに対応する。
- 3 市対策本部等が設置された場合、緊急事態等に関する広報は、市対策本部等

が一元的に行う。

第5章 事後対策

第1節 市民生活の安定

1 市民生活の回復

市は、関係機関等と相互に協力して、市民生活の早期回復を促進するための措置を講じ、社会秩序の維持を図る。

2 情報の提供

応急対策の実施により緊急事態等の收拾が図られた後、安定した市民生活が図れるよう、今後の対応等の情報を市民へ提供する。

3 被害者等への支援

市は、必要に応じて相談窓口を開設し、緊急事態等の発生による健康相談、生活相談等を行うとともに、生活支援等の対策を実施する。

第2節 検証等

1 検証

緊急事態等の收拾後は、緊急事態等への対処能力を向上させるため、所管局・区役所等において対処内容の検証を行い、その結果を本計画や細部計画等に反映させ、危機管理の実効性を高める。

2 記録・分析

応急対策等の意思決定や活動等の対応記録を整理・分析し、活動結果としてまとめる。

3 再発防止策

緊急事態等の発生原因や被害拡大要因を分析・究明し、類似の発生原因が想定される業務に対して早急に再発防止策を定め、その実施に努める。

4 計画等の見直し及び改訂

局・区役所等は、活動結果・再発防止策等に基づき、既存の計画等の見直しを実施して、必要に応じて改訂等を行う。

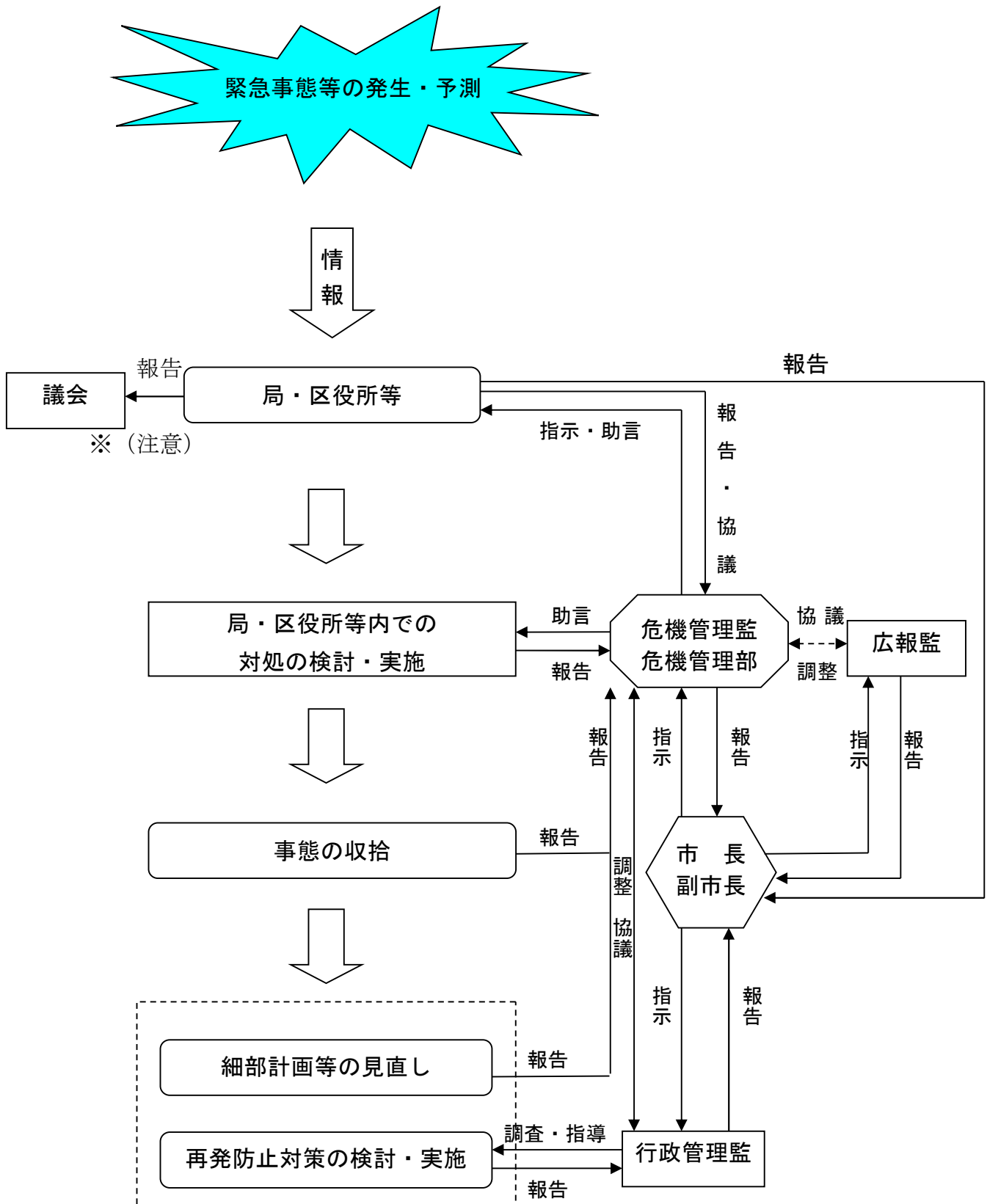
資 料

平成 27 年 4 月 1 日 一部変更
平成 27 年 4 月 27 日 一部変更
平成 28 年 4 月 1 日 一部変更
平成 29 年 4 月 1 日 一部変更
平成 29 年 11 月 1 日 一部変更
平成 30 年 4 月 1 日 一部変更
平成 30 年 6 月 1 日 一部変更
平成 30 年 8 月 1 日 一部変更
令和 2 年 4 月 1 日 一部変更
令和 3 年 4 月 1 日 一部変更
令和 4 年 4 月 1 日 一部変更
令和 5 年 4 月 1 日 一部変更

図 1

危機レベル1に至らない対応フロー図

対策本部等を設置するに至らない緊急事態等発生時

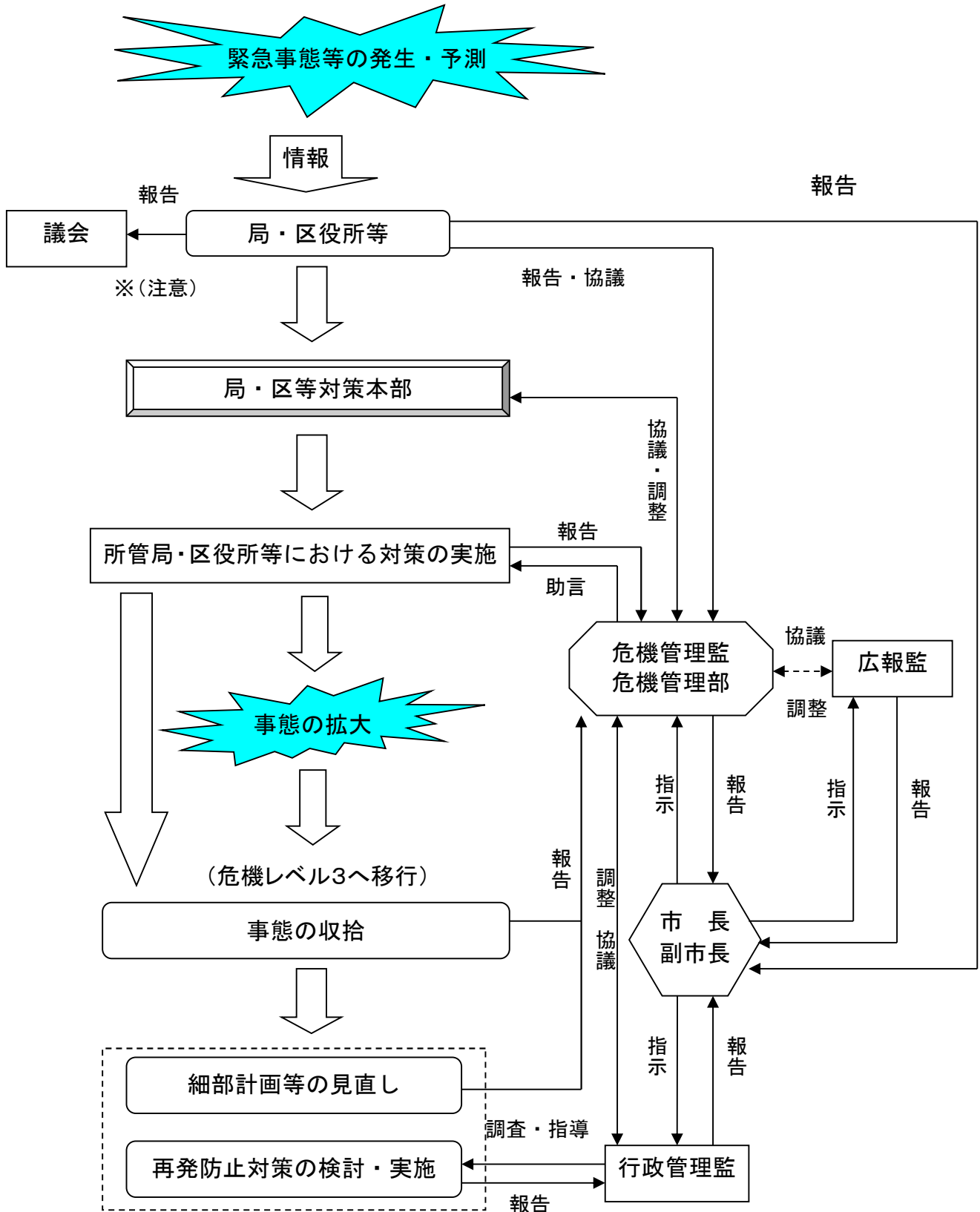


※ (注意) : 議会への報告は、報道発表する際の直前とする。

図 2

危機レベル1の対応フロー図

特定の局・区役所等で対応する緊急事態等発生時



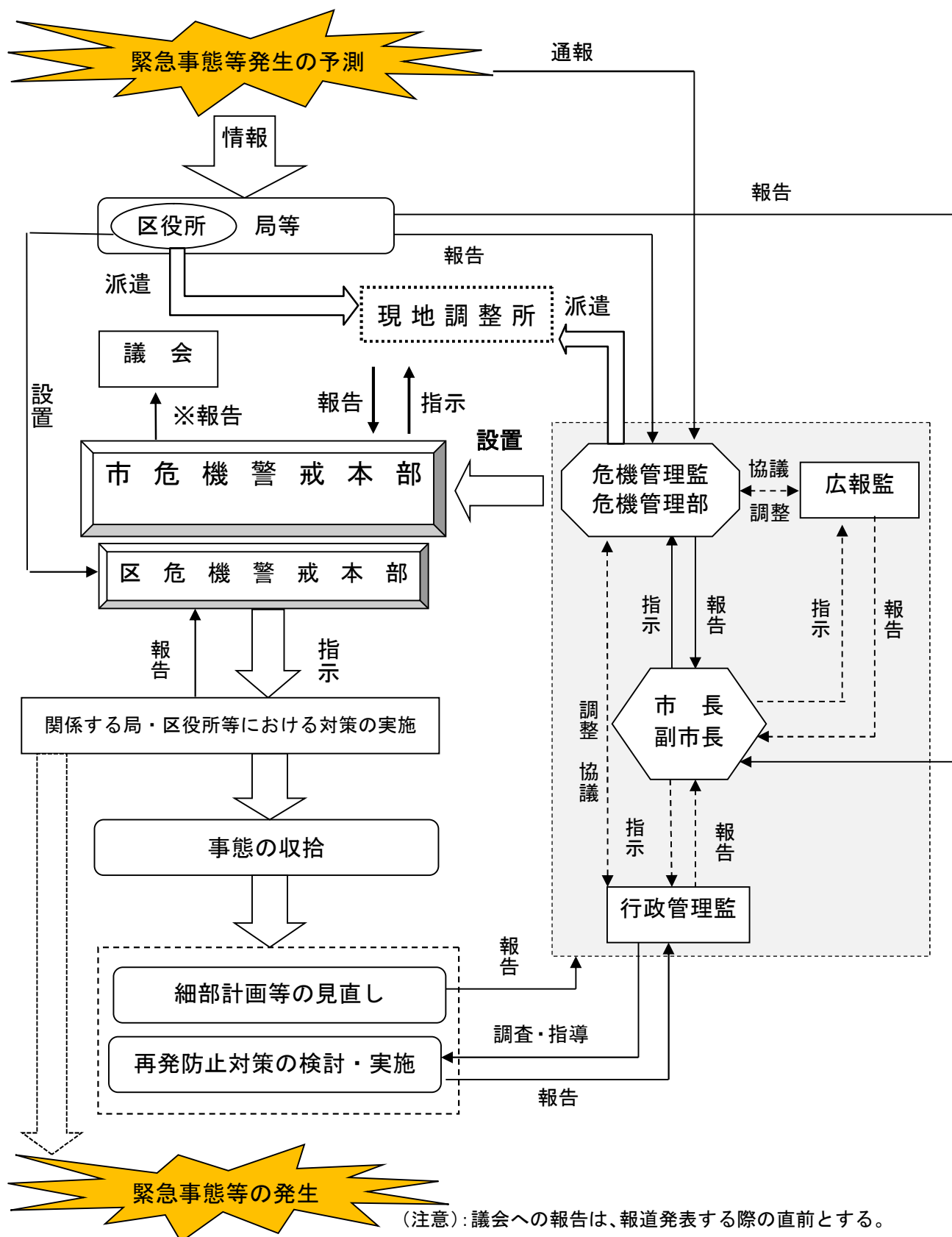
※（注意）：議会への報告は、報道発表する際の直前とする。

※緊急事態等が收拾したもしくは発生のおそれがないと認めるとき、本部を廃止する。

図 3

危機レベル2の対応フロー図

全庁的に対応する必要がある緊急事態等の発生が予測される場合



別表 1

想定される主な緊急事態等と所管局・区役所等

想定される主な緊急事態等	所管局・区役所等
要人等への危害	市長公室
職員の事故・不祥事	総務局
テロの発生	
市有財産の侵害・契約業務に係る問題	財政局
本庁舎での事件・事故	
情報セキュリティに関する事件・事故	都市戦略本部
コンピュータシステムの障害	
犯罪の発生	市民局
保養施設等での事故、食中毒、感染症等の発生	
食中毒、感染症、BSE等の発生	保健衛生局
毒物、劇物、危険動物による事件・事故	
医療事故、院内感染	
保育・学童施設等での事件・事故	子ども未来局
園児・児童への危害・攻撃	
保育・学童施設等での食中毒の発生	
環境汚染・土壌汚染の発生・放射能汚染	環境局
廃棄物の不法投棄	
野生鳥獣による事件・事故	
金融機関の破綻、企業倒産	経済局
公園等での事件・事故	都市局
道路、河川での事故・障害	建設局
市営住宅での事件・事故	
下水道施設の機能停止、障害	
庁舎等での事件・事故	区役所
コンピュータシステムの停止	
公金取扱金融機関の破綻	出納室
浄・配水場機能停止	水道局
水質異常事故	
漏水事故	
異常湧水	

想定される主な緊急事態等	所管局・区役所等
教育施設での事件・事故	教育委員会事務局
児童・生徒への危害・攻撃	
学校での食中毒の発生	
要人等への危害	議会局
個人情報・保護情報の漏洩	共通
市有施設での事件・事故	
イベント開催時の事件・事故	
不当要求行為	

別表 2

局・区役所等個別細部計画（マニュアル等）構成例

大項目	中項目	小項目
1 総則	(1) 目的	・計画（マニュアル）の目的
	(2) 対応の基本方針	・対応の基本方針 ・局（区）、部、課等の責務
2 平常時対策	(1) 危機管理意識の高揚	・研修及び訓練の参加 ・市民への啓発
	(2) 危機管理体制の整備	・局（区）〇〇対策本部の組織、役割 ・危機管理部及び関係機関との連携 ・職員の動員計画（勤務時間内・外）
	(3) 情報伝達体制の整備	・情報収集及び伝達手段の整備
	(4) 資機材の整備	・資機材及び物資の備蓄
3 応急対策	(1) 情報の収集等	・情報の収集、伝達及び管理
	(2) 対策本部の設置	・局（区）〇〇対策本部の設置決定
	(3) 応急対策の実施	・対策の決定 ・被害者への対応 ・被害の拡大防止 ・関係機関との連携
	(4) 広報の実施	・広報に当たっての留意事項 ・内容及び方法 ・問合せ窓口の設置
4 事後対策	(1) 復旧対策	・復旧対策の内容
	(2) 被害等の影響の軽減	・被害者への支援
	(3) 再発防止策の検討・実施	・危機発生原因の究明 ・再発防止策の検討及び実施
	(4) 対応の評価及びマニュアル等の見直し	・対応の評価 ・計画（マニュアル等）の見直し

別紙 1

緊急事態等発生時の通報先（令和5年4月1日現在）

1 危機管理監等への通報

局・区役所等は、緊急事態等発生時には、直ちに当該危機の内容を危機管理監等へ通報する。

通報順位	職名
1	危機管理監
2	危機管理部長
3	危機管理部次長
4	危機管理部参事（危機管理担当）
5	危機管理課長
6	防災課長

備考：危機管理監に通報できない場合は、通報順位による。

2 危機管理部（危機管理課・防災課）電話等

区分	危機管理課	防災課
直通	048-829-1125	048-829-1126 -1127
内線	2384	2355・2356、 2358～2360
FAX	048-829-1936	048-829-1978

情報伝達シート（第 報）

〔平成 年 月 日（ ） 時 分作成〕

作成者	所属 (局部課名)		危機管理補助者	職			
	職・氏名			氏名			
	連絡先 (内外線)			連絡先 (内外線)			
市長・副市長へ 報告の必要性		市長	有 ・ 無		副市長	有 ・ 無	

危機事案名					
所管覚知日時	平成	年	月	日（ ）	時 分
覚知経緯					
発生日時	平成	年	月	日（ ）	時 分
発生場所					
危機の概要 及び 被害状況 (時系列で記載)					
所管課の 対応状況 (時系列で記載)	(今後の対応について)				
備考					

受信者	危機管理課 担当者氏名		受信日	月	日
			受信時刻	時	分

事務処理欄					
発生区分	<input type="checkbox"/> 事件・事故	<input type="checkbox"/> 職員不祥事	<input type="checkbox"/> 事務処理ミス	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
関係所管への通知	<input type="checkbox"/> 広報監	<input type="checkbox"/> 行政管理監	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
公表対応（予定）	<input type="checkbox"/> 一括	<input type="checkbox"/> 個別(レク)	<input type="checkbox"/> 個別(投込)	<input type="checkbox"/> 非公開	<input type="checkbox"/>
複数課調整の必要性	市への損害	二次被害のおそれ	市民等の不利益	個人情報漏えい	秘匿性の高い情報
有・無	有・無	有・無	有・無	人	有・無

さいたま市危機対策本部設置要綱

(設置)

第1条 さいたま市危機管理指針第1章第2の1(3)に規定する緊急事態等が発生した場合において、市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活の安心と安全及び行政に対する信頼の確保を図るとともに、重大な危機への緊急かつ迅速な対応並びに局・区役所等及び関係機関等との総合的な連絡調整を行うため、さいたま市危機対策本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 情報の収集及び分析に関すること。
- (2) 対応方針の決定及び周知徹底に関すること。
- (3) 局・区役所等及び関係機関等との総合調整に関すること。
- (4) 情報の提供に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本部長が必要と認めること。

(組織)

第3条 本部に、次の各号に掲げる職員を置き、当該各号に定める者をもって充てる。

- (1) 本部長 市長
- (2) 副本部長 副市長
- (3) 主管本部員 危機管理監
- (4) 本部員 教育長、水道事業管理者、市長公室長、都市戦略本部長、総合政策監、総務局長、財政局長、市民局長、スポーツ文化局長、保健衛生局長、福祉局長、子ども未来局長、環境局長、経済局長、都市局長、建設局長、消防局長、会計管理者、水道局長、議会局長、副教育長、選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、監査事務局長、農業委員会事務局長及び本部長が指名した者

(本部員会議)

第4条 本部に、重大な危機の状況把握及び対応方針を協議するため、本部員会議を置く。

- 2 本部員会議は、本部長、副本部長、主管本部員及び本部員で構成する。また、広報監は本部員会議に出席することとする。
- 3 本部員会議は、本部長が招集し、主宰する。
- 4 本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、あらかじめ本部長が指名した順序により、副本部長がその職務を代理する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐する。
- 6 主管本部員は、本部長の命を受け、本部員を招集し、本部員会議の運営を担う。
- 7 本部長は、本部員に対し、必要な措置を指示する。

8 本部員が本部員会議に出席できないときは、代理の者を出席させなければならない。

(関係者の出席)

第5条 本部長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(現地対策本部)

第6条 本部長は、必要があると認めるときは、現地対策本部を設置することができる。

2 現地対策本部に、現地対策本部長、現地対策副本部長及び現地対策本部員を置き、本部長の指名する者をもって充てる。

3 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(本部の開設等)

第7条 主管本部員は、市民の生命、身体及び財産に重大な影響を及ぼす危機が発生し、又は発生が予測されると認めるときに、危機対策本部を開設する。

2 本部を開設した場合は、呼称(例：さいたま市〇〇危機対策本部)を定めるものとする。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、総務局危機管理部において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

この要綱は、平成24年9月24日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別紙 4

さいたま市危機警戒本部設置要綱

(設置)

第1条 市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす危機の発生が予測される場合において、その危機の防止その他の総合的な対策を検討するため、さいたま市危機警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 警戒本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 情報の収集及び分析に関すること。
- (2) 対処方針の決定及び周知徹底に関すること。
- (3) 局・区役所等及び関係機関等との総合調整に関すること。
- (4) 情報の提供に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本部長が必要と認めること。

(組織)

第3条 警戒本部に、次の各号に掲げる職員を置き、当該各号に定める者をもって充てる。

- (1) 本部長 総務局を担任する副市長
- (2) 副本部長 副市長
- (3) 主管本部員 危機管理監
- (4) 本部員 教育長、水道事業管理者、市長公室長、都市戦略本部長、総合政策監、総務局長、財政局長、市民局長、スポーツ文化局長、保健衛生局長、福祉局長、子ども未来局長、環境局長、経済局長、都市局長、建設局長、消防局長、会計管理者、水道局長、議会局長、副教育長、選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、監査事務局長、農業委員会事務局長及び本部長が指名した者

(会議)

第4条 警戒本部に警戒会議を置く。

- 2 警戒会議は、本部長が招集し、主宰する。また、広報監は警戒会議に出席することとする。
- 3 本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、あらかじめ本部長が指定した者がその職務を代理する。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者に対し、警戒会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第5条 警戒本部の庶務は、総務局危機管理部において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、警戒本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

この要綱は、平成24年9月24日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別紙 5

さいたま市〇〇局・区〇〇〇対策本部設置要綱（準則）

（設置）

第1条 市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす危機が発生し、又は発生すると予測される場合において、情報の収集及び分析並びに対策の実施等を迅速かつ的確に行うため、さいたま市〇〇局・区〇〇〇対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 対策本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 情報の収集及び分析に関すること。
- (2) 対処方針の決定及び周知徹底に関すること。
- (3) 関係する局・区役所等及び関係機関等との総合調整に関すること。
- (4) 情報の提供に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本部長が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、所管局・区役所等の危機管理責任者をもって充て、対策本部を統括する。
- 3 副本部長は、危機管理補助者をもって充てる。
- 4 本部員は、所管部長、次長、課長及び本部長が指名した者をもって充てる。

（会議）

第4条 対策本部に対策会議を置く。

- 2 対策会議は、本部長が招集し、主宰する。
- 3 本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、危機管理部長に対策会議への出席を要請し、意見を求めることができる。
- 5 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者に対し、対策会議に出席させ、意見を求めることができる。

（庶務）

第5条 対策本部の庶務は、局・区筆頭課において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

さいたま市危機管理補助者会議設置要綱

(設置)

第1条 局・区役所等の危機管理業務を充実させるため、さいたま市危機管理補助者会議（以下「補助者会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 補助者会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 局・区役所等の危機管理体制に関すること。
- (2) 危機管理部及び局・区役所等との連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な対策に関すること。

(組織)

第3条 補助者会議は、座長及び委員をもって構成する。

- 2 座長は、危機管理監をもって充てる。
- 3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、危機管理部長がその職務を代理する。
- 4 委員は、局・区役所等の危機管理補助者をもって充てる。

(会議)

第4条 補助者会議は、座長が招集し、主宰する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 補助者会議の庶務は、総務局危機管理部危機管理課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、補助者会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

- この要綱は、平成22年6月1日から施行する。
- この要綱は、平成24年9月24日から施行する。
- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別紙 7

さいたま市危機対策本部及び警戒本部組織

市危機対策本部（危機レベル3）

（1）組 織

ア 本 部 長：市長

イ 副 本 部 長：副市長

ウ 主 管 本 部 員：危機管理監

エ 本 部 員：教育長、水道事業管理者、市長公室長、都市戦略本部長、総合政策監、総務局長、財政局長、市民局長、スポーツ文化局長、保健衛生局長、福祉局長、子ども未来局長、環境局長、経済局長、都市局長、建設局長、消防局長、会計管理者、水道局長、議会局長、副教育長、選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、監査事務局長、農業委員会事務局長及び本部長が指名した者

オ 事 務 局：危機管理部

市危機警戒本部（危機レベル2）

（1）組 織

ア 本 部 長：副市長（総務局担任）

イ 副 本 部 長：副市長

ウ 主 管 本 部 員：危機管理監

エ 本 部 員：教育長、水道事業管理者、市長公室長、都市戦略本部長、総合政策監、総務局長、財政局長、市民局長、スポーツ文化局長、保健衛生局長、福祉局長、子ども未来局長、環境局長、経済局長、都市局長、建設局長、消防局長、会計管理者、水道局長、議会局長、副教育長、選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、監査事務局長、農業委員会事務局長及び本部長が指名した者

オ 事 務 局：危機管理部